

■ 保険料の納め方

保険料の納付は原則として、年金からの納付となる**特別徴収**と納付書または口座振替などで納める**普通徴収**に分かれています。

※年度途中で75歳になったときや、他市町村から転入した場合、しばらくの間は普通徴収となります。

●年金が年額18万円以上の方

(介護保険料との合計額が年金額の2分の1を超える場合は除く)

特別徴収 年金からの納付

年6回の年金受給時に、保険料があらかじめ天引きされます。

※特別徴収の開始について、特に手続きの必要はありません

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
※前年の所得が確定するまでの仮算定された額			※前年の所得が確定後、算定された保険料額から仮徴収分を差し引いた額		

口座振替に変更できます

詳しくはお住まいの市町村にご相談ください。確実な納付が見込まれない場合は、口座振替への変更が認められない場合があります。

●年金が年額18万円未満の方

●介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が2分の1を超える方

普通徴収

納付書または口座振替での納付

納付書の場合・・・市町村から送付される納付書で、納期限内に指定された金融機関等で納めます。

口座振替の場合・・・ご指定の口座から自動的に引き落とされます。

普通徴収の納期(原則各月の月末)

7月(1期)	8月(2期)	9月(3期)	10月(4期)
11月(5期)	12月(6期)	1月(7期)	2月(8期)

口座振替が便利です

保険料は納め忘れのない、安心・確実な口座振替をおすすめします。一度手続きをしますと、自動的に継続されます。

保険料を滞納すると

納期限を過ぎても納付がないと...

●督促手数料や延滞金が課される場合がありますので納期限内に納付しましょう。

特別な事情がなく滞納が続くと...

●有効期限の短い「短期被保険者証」が交付されることがあります。また、財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

上記の措置のほか、さらに滞納が続くと、**医療費がいったん全額自己負担になる「資格証明書」が交付されることがあります。**

納付のご相談について

保険料を納めることが困難な場合は、お住まいの市町村へご相談ください。災害や事業の休廃止あるいは失業等による被保険者または生計維持者の収入の大幅な減少など、特別な事情により保険料の納付が困難と認められた場合には保険料が減免されます。

●健康診査を受けましょう

健康診査はお住まいの市町村で受診できます。生活習慣病の早期発見や、自身の健康状態を知る大きな手がかりになりますので、積極的に受診しましょう。

●ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は新薬の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られたお薬です。効き目や安全性も確認されており、価格も新薬に比べて一般的に安くなっているため、医療費の節約につながります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではなく、病状や症状により使用が認められない場合もありますので、お医者さんや薬剤師さんと相談しながら利用しましょう。

※ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします
お薬をジェネリック医薬品へ切り替えることにより、一定額以上安くなる可能性がある方に、差額の一列を記載したお知らせをお送りします。(7月・1月の2回)



●お薬手帳を持ちましょう

お薬手帳には処方されたお薬の情報が記載されます。過去に自分がどのようなお薬を服用したか確認でき、災害時や旅先での治療にも役立てることができます。

振り込み詐欺にご注意ください

秋田県内でも振り込み詐欺等が発生しています！

市町村や広域連合の職員が、医療費や保険料の還付金の受け取りのために**以下のようなことを指示やお願いすることはありません。**

- 金融機関・コンビニのATMの操作を指示すること
- 銀行口座の暗証番号を聞くこと
- 健康保険証やキャッシュカードをお預かりすること

還付金詐欺等の振り込み詐欺のほか、悪徳商法も増えてきております。

また、送金の方も振り込みだけでなく、レターパックでの送金もあります。

不審な電話や訪問があった場合は、その場で対応せず、相手の身分や氏名を確認し、お住まいの市町村や広域連合または警察署(警察総合相談窓口 #9110)などへご相談ください。

お問い合わせ

申請や届出・保険料のご相談は
お住まいの市町村の担当窓口へ

または、
秋田県後期高齢者医療広域連合

〒010-0951
秋田市山王四丁目2番3号 秋田市町村会館1階
TEL 018-853-7155(業務課)
018-838-0610(総務課)
FAX 018-838-0611

平成25年度

後期高齢者医療制度

保険料 のお知らせ



■ 制度運営のしくみ

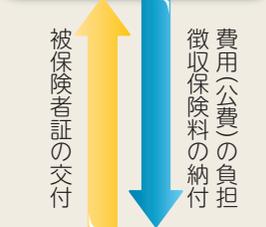
被保険者
75歳(一定の障がいがあると認定された65歳)以上の方




市町村 (窓口業務)

- 被保険者証の引渡し
- 申請や届出の受付
- 保険料の徴収 など

医療機関等

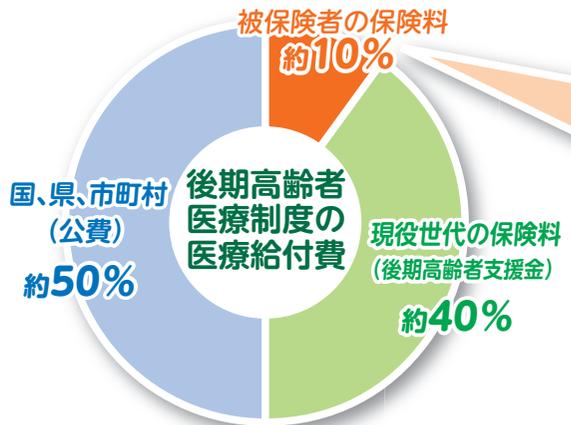



広域連合 (秋田県内の全市町村が加入)

- 被保険者の認定、被保険者証の交付
- 保険料の決定
- 医療の給付 など



■ 保険料について



医療費は、みなさんが病院などで支払う窓口負担分と保険から給付される医療給付費で構成されています。

この医療給付費のうち、国・県・市町村(公費)で約5割を、現役世代の保険料(後期高齢者支援金)で約4割を負担し、残りの約1割をみなさんに納めていただく保険料で負担します。

後期高齢者医療制度は社会全体で支えるしくみとなっており、保険料は、みなさんが安心して医療を受けられるための大切な財源となっています。



■ 保険料の決まり方

1人あたりの保険料額
(100円未満切捨て)

均等割額
被保険者が等しく負担
39,710円

所得割額
所得に応じて負担
(総所得金額等-33万円) × **8.07%**
所得割率

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となり、個人単位で計算されます。

この保険料率は秋田県内で均一となっており、平成24年度、25年度の2年間使用します。

また、1人あたりの保険料の上限額は55万円です。

■ 保険料が軽減される場合

保険料が軽減される場合は、あらかじめ軽減した保険料をご通知しますので、あらためて手続きをしていただく必要はありません。

均等割額の軽減

所得の少ない方は、保険料の「均等割額」が世帯の所得によって次のとおり軽減されます。

世帯(被保険者及び世帯主)の総所得金額等	軽減割合	軽減後均等割額
「基礎控除額(33万円)」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(その他各種所得がない場合)	9割軽減	3,971円
「基礎控除額(33万円)」以下の世帯	8.5割軽減	5,956円
「基礎控除額(33万円)+24.5万円×世帯の被保険者数(被保険者である世帯主は除く)」以下の世帯	5割軽減	19,855円
「基礎控除額(33万円)+35万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割軽減	31,768円

(納付額は100円未満切捨て)

※総所得金額等とは各種所得控除(社会保険料控除等)を差し引く前の金額です。

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定において年金所得から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

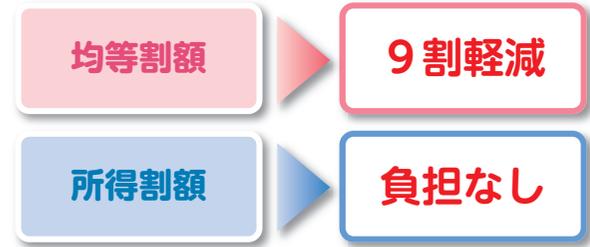


所得割額の軽減

所得割額を負担する方のうち、基礎控除額(33万円)を差し引いた総所得金額等が58万円以下の方については、所得割額が一律5割軽減されます。(公的年金収入のみの場合、年金受給額が153万円超から211万円以下の方が対象となります)

職場の健康保険などの被扶養者であった方

後期高齢者医療制度に加入した日の前日に、職場の健康保険(※)などの被扶養者であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額がかかりません。



※対象となる保険：協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)、各健康保険組合、共済組合、船員保険

※国保、国保組合は対象となりません。